

京都市公益的法人等への職員の派遣等に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

平成22年5月31日

京都市人事委員会委員長 彦惣 弘

京都市人事委員会規則第1号

京都市公益的法人等への職員の派遣等に関する規則の一部を改正する規則

京都市公益的法人等への職員の派遣等に関する規則の一部を次のように改正する。

第2条第1項第13号を次のように改める。

(13) 公益財団法人京都市生涯学習振興財団

附 則

この規則は、平成22年6月1日から施行する。

(人事委員会事務局調査課)